

総務委員会資料

令和5年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第2号

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の
制定について

資料 新旧対照表

令和5年2月8日
総務企画局

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年 8 月15日 条例第30号</p> <p>川崎市職員定数条例 (定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、人事委員会及び消防の各機関に常時勤務する職員（副市長、教育長、消防長及び一定期間を定めて臨時に雇用される者を除く。）をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 7,365人以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 34人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員</p> <p>ア 事務部局及び教育機関（学校を除く。）の職員 <u>464人</u>以内</p> <p>イ 学校の職員 <u>7,367人</u>以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,436人</u>以内</p> <p>(定数の配分)</p> <p>第3条 前条に掲げる当該事務部局内の職員の定数の配分は、それぞれの任命権者の定めるところによる。</p> <p>(定数外)</p> <p>第4条 休職者、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしてい</p>	<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年 8 月15日 条例第30号</p> <p>川崎市職員定数条例 (定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、人事委員会及び消防の各機関に常時勤務する職員（副市長、教育長、消防長及び一定期間を定めて臨時に雇用される者を除く。）をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 7,365人以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 34人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員</p> <p>ア 事務部局及び教育機関（学校を除く。）の職員 <u>460人</u>以内</p> <p>イ 学校の職員 <u>7,246人</u>以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,434人</u>以内</p> <p>(定数の配分)</p> <p>第3条 前条に掲げる当該事務部局内の職員の定数の配分は、それぞれの任命権者の定めるところによる。</p> <p>(定数外)</p> <p>第4条 休職者、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしてい</p>

改正後	改正前
<p>る職員、育児休業をしている職員、大学院修学休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員、外国の地方公共団体の機関等への派遣職員並びに消防職員のうち初任の教育訓練中の消防吏員及び救急救命士の養成に係る研修中の消防吏員の数は、職員の定数外とする。</p> <p>2 前項に掲げる職員（消防職員のうち初任の教育訓練中の消防吏員を除く。）が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>	<p>る職員、育児休業をしている職員、大学院修学休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員、外国の地方公共団体の機関等への派遣職員並びに消防職員のうち初任の教育訓練中の消防吏員及び救急救命士の養成に係る研修中の消防吏員の数は、職員の定数外とする。</p> <p>2 前項に掲げる職員（消防職員のうち初任の教育訓練中の消防吏員を除く。）が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>